

令和 7 年 3 月期 和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 議会 令和 7 年 3 月 24 日（月）
午前 9 時 00 分～

2. 出席者：

農業委員（12 名）

野村会長 川畑委員 大里委員 松田委員 東委員 今井委員 山田（定）委員
山田（兼）委員 村山委員 皆吉委員 榮委員 三島委員

推進委員（9 名）

田浦委員 久富委員 亘委員 早川委員 里村委員 平委員 前田委員 大江委員 新里委員

欠席者

加納委員 大福委員 山田（隆）委員

3. 議事日程

（1）議事録署名委員の指名

（2）議事

議案第 74 号 農地利用最適化推進委員の承認について

議案第 75 号 農用地利用計画変更に関する承認について

議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 77 号 農用地利用集積等促進計画（機構法）の作成について

議案第 78 号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について

議案第 79 号 農地法第 30 条に基づく利用状況の結果に伴う非農地の判断について

4. 報告

（1）営農計画書の届出書による農家台帳作成に関する報告について

（2）合意解約に関する報告について

（3）農家台帳の変更について

5. その他

（1）次期総会について

日時：令和 7 年 4 月 23 日（水）午前 9 時～

場所：和泊町議会議場（役場 2 階）

議案提出締切日：4 月 15 日（火）午後 5 時まで

議案発送日：4 月 18 日（金）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 先田 資秀 事務局係長 名越 美希

事務局主査 先山 照子 制作者 逆瀬川 恵

○先田局長

皆さんおはようございます。それでは時間になりましたので、始めたいと思います。本日の出席人数は、12名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立します。それではただいまより、令和7年3月期、和泊町農業委員会定例会を開催します。始めに会長の挨拶をお願いします。

○野村会長

おはようございます。先月から会議に呼ばれることはありませんでした。皆ご存知のように来年度の異動で、名越係長が異動すると知りショックを受けているところですが、異動ですので仕方ないし、4月からみんなで頑張ろうかと思っているところです。以上です。

○先田局長

はい、ありがとうございます。それでは、和泊町農業委員会総会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

はい。それでは議事録署名人は松田委員、三島委員と私でいきたいと思います。よろしいですか。それでは議案に入ります。

議案第74号。農地利用最適化推進委員の承認について。農業委員会に関する法律及び和泊町農地利用最適化推進選任に関する規則第10条により、農地利用最適化推進委員を選出し、委嘱状を交付することについて審議を求める。事務局の説明をお願いします。

○先田局長

(新里委員の経歴説明) 以上です。

○野村会長

はい。紹介は以上ですけど、何か質問、聞きたいことがありますか。なければ委嘱状を交付してよろしいですか。

はい。選任致します。

○野村会長

はい。それでは議案に入ってきます。

議案の第75号。利用計画変更に関する承認について。農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定による農用地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求める。説明をお願いします。

○先山主査

整理番号1番。計画変更、こちらは用途変更です。土地の所在が手々知名、手田川〇〇。地目が畑。面積3,735㎡。こちらは自作地です。申請人が、和泊にお住まいの〇〇氏。変更理由は、乾燥飼料置き場です。

整理番号2番。こちらの計画変更は除外です。土地の所在が、玉城、前田原〇〇。畑。面積が627㎡。こちらも自作地、申請人が玉城にお住まいの〇〇氏です。変更理由は一般住宅を作りたいということです。

1番の用途変更ですが、農業用施設です。現在〇〇氏の畜舎です。現在、赤の斜線に示されているところが、今回の申請場所になっております。現在〇〇氏は生産牛、繁殖牛を60頭、育成牛6頭。子牛が23頭ということで、1日に草が4個必要ということで、ひと月で120個。どうしても飼料の置き場所に大変困っているということで、現在の申請地に飼料を置きたいという申し出です。以上です。

2番の玉城は集落に接続しております。除外するにあたっては、要件は満たしていると思われます。一般住宅の要件は500㎡未満ですが、この農地全体が若干超えており、627㎡ありますが、627から500引いて残りを使うとなると土地を有効的に使えないということで、本人はそちらに、一般住宅と残りのところに野菜畑を作りたいという申し出です。

今回は除外と用途変更ですが、皆さんご存知のように地域計画が確定されております。

今年の3月にお配りしてあります地域計画と農振除外、農地転用許可の手続きについて説明いたします。

令和5年4月から、農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地については、農振地域農用地区域からの除外や農地転用許可には、あらかじめ市町村による地域計画の変更、除外手続きが必要となっています。この場合、地域計画の変更前に、農振法による農用地区域からの除外手続きや、農地法による農用地、農地転用許可に係る事前相談などは開始できます。開始できますが、農振除外の変更案の公告縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更告示後に行う必要がありますということで、今回の用途変更、そして除外に関しては、当地域計画から外さないといけないという事なので、この一番上が地域計画ですね。

そして2番目が農振除外で農地転用というように3段階になって、図になっておりますがまず地域計画の中で地域の中で話し合いをして、すべて農用地区域内にあたっては、地域計画の中に入っております。そちらの除外、変更について、地域で話し合いをして、そのあと2週間公告縦覧をして、意見に対応して変更しましたという公告をします。そのあとに、農振除外の縦覧公告を1ヶ月。その手続きに入ります。今までは農振除外する時には、農業委員会の定例総会で承認をした後に、県と協議をして、県から同意をもらったらすぐに、縦覧公告、異議申し立て期間を1ヶ月、その後もう一度知事の同意を得て決定広告を打った後に、除外が終わり、その後に転用の手続きをするという形ですので、地域計画の変更、公告という手続きが入ってきますので、今までより許可が下りるのが遅くなるということですので皆さんご承知ください。

一応説明は終わります。これを踏まえて皆さんで協議し、審議してください。よろしくお願いします。

○野村会長

1番について質問はなにかありますか。

○先山主査

除外は地域計画の変更なので先にしないといけません。今回このように定例総会に出します。そのあとすぐに、経済課を中心に字の地域計画の話し合いをして、除外しますということを話し合い、決定したのち公告縦覧ですね。そして決定公告をした後に農振除外の手続きに入るという形です。

用途変更におきましては、軽微な変更なので最終的年度末で地域計画の変更についての話し合いは必ず年に1回しないといけないということなので、最終的に用途変更はしても構わないということになっております。よろしくお願いいたしますと思います。以上です。

○野村会長

どっちにしても1ヵ月から2ヶ月程はかかるということですね。1番について他に質問はありますか。

地域計画は経済課が主として取り組んでいましたが、その話し合いの場は経済課が作るのですか。

○先山主査

地域計画の話し合いの時に、皆さん集まって話し合いをしましたがけれども、今回こういう変更にあたっては、経済課の意見としては、役員を集めて話し合いをする形になるかと思います。

○野村会長

いいですか。採決を取りたいと思います。許可をすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、許可をしたいと思います。

それでは次にいきます。

議案第 76 号。農地法第 3 条の規定による許可について。農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので次の通り審議を求める。説明をお願いします。

○先田局長

申請番号 1 番。有償による所有権の移転です。畑の所在が国頭，黒瀬〇〇。畑。農振農用地です。面積が 1,266 ㎡。渡人が国頭お住まいの〇〇氏，受人が同じく国頭の〇〇氏です。経営規模の拡大です。調査委員が東委員です。

申請番号 2 番。有償による所有権の移転です。畑の所在が仁志，佐木名〇〇。畑。農振農用地です。面積 499 ㎡。他 1 筆。合計 2 筆。全面積 1,454 ㎡。渡人が東京都にお住まいの〇〇氏。受人が仁志の〇〇氏。経営規模の拡大です。調査委員が亘委員です。

申請番号 3 番。無償による所有権の移転です。畑の所在が手々知名，大川〇〇。畑。農振農用地です。面積 1,051 ㎡。他 7 筆。合計 8 筆。全面積 21,514 ㎡です。渡人が喜美留にお住まいの〇〇氏，受人が喜美留の〇〇氏です。親から息子への贈与です。調査員が大里委員です。

申請番号 4 番。無償による所有権の移転です。畑の所在が，畦布，芋窪〇〇。畑。農振農用地です。面積 770 ㎡。他 3 筆。合計 4 筆。全面積 10,185 ㎡。渡人が畦布にお住まいの〇〇氏，受人が畦布の〇〇氏です。親から子供への贈与です。調査委員が三島委員です。

以上 4 件の申請は農地法第 3 第 2 項各号に該当しないと思われるため，許可要件をすべて満たしていると思われます。審議をお願いします。

○野村会長

はい。それでは 1 番からいきたいと思います。

○東委員

〇〇氏は，この申請が上がっている畑の横に花を作っていて，今度ここを購入したいと言っていました。実習生を含め 7 名ほど従業員がいるので，労力的にも何も問題ないと思います。安いような気もしますが，これでいいとのことですので問題ないと思います。

○野村会長

わかりました。次 2 番。

○亘委員

はい。〇〇氏は東京にお住まいで，親から受け継いだ土地を所有している状態です。受人の〇〇氏は父の代から使って耕作をしており自身に登記を移したいと今回の議案が上がってきました。価格が少し安いですが畑以外の雑種地や宅地もまとめて購入されるためです。〇〇氏はしっかり農業経営されておりますので，問題ないと思います。以上です。

○野村会長

何か質問ないですか。なければ 3 番。

○大里委員

〇〇氏はもう高齢になっているということで，息子へ贈与をしたいと話がきました。問題ないと思いますので，よろしくお願いします。

○野村会長

何か質問ありますか。なければ 4 番。

○三島委員

〇〇氏は〇〇に勤めているのかな。畑はいくつかありますがどれもちゃんと耕作されていて、問題ないと思います。よろしくお願いします。

○野村会長

はい。質問ありますか。なければ、1から4まで採決をしたいと思います。許可をして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので許可を出したいと思います。次に行きます。

議案第77号。農用地利用集積等促進計画（機構法）の作成について。旧農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用配分計画を作成したので次の通り審議をお願いします。説明をお願いします。

○名越係長

申請番号1番。谷山，松袋〇〇。畑。面積5,185㎡。他1筆。合計2筆。全面積7,093㎡です。こちらは、更新の賃貸借契約になりまして、谷山の〇〇氏から谷山の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年6月1日からの5年間となります。

申請番号2番。瀬名，当里〇〇。畑。面積1,250㎡。他1筆。合計2筆。全面積6,870㎡です。こちらも更新の賃貸借契約になりまして、岡山県にお住まいの〇〇氏から，知名にお住まいの〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年6月1日からの6年間となります。

申請番号3番。後蘭，西袋〇〇。畑。面積1,568㎡。他4筆。合計5筆。全面積7,620㎡です。こちらも更新の賃貸借契約になりまして、永嶺の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。こちらの相続未登記地となっております。登記名義人は〇〇氏です。〇〇氏のお父さんになるということです。

申請番号4番。永嶺，大窪〇〇。畑。面積298㎡。他1筆。合計2筆。全面積1,484㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、永嶺の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの10年間となります。

申請番号5番。伊延，伊延原〇〇。畑。面積1,031㎡。他1筆。合計2筆。全面積2,190㎡です。こちらは更新の賃貸借契約になりまして、川崎市にお住まいの〇〇氏から伊延にお住まいの〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号6番。永嶺，加辺留〇〇。畑。面積278㎡。他1筆。合計2筆。全面積365㎡です。こちらは更新の使用貸借になりまして、永嶺の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号7番。谷山，松之前〇〇。畑。面積910㎡。こちらは更新の賃貸借契約になりまして谷山の〇〇氏から後蘭の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号8番。谷山，伊袋〇〇。畑。面積2,116㎡。他1筆。合計2筆。全面積4,329㎡です。こちらは更新の賃貸借契約になりまして、神戸市にお住まいの〇〇氏から後蘭にお住まいの〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号9番。玉城，インカマ〇〇。畑。面積4,573㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、和泊にお住まいの〇〇氏から，玉城にお住まいの〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号10番。和泊，奥川〇〇。畑。面積2,648㎡。他1筆。合計2筆。全面積で2,952㎡です。こちらは更新の賃貸借契約になりまして、大阪府にお住まいの〇〇氏から，和にお住まいの〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号11番。畦布，稲瀬戸〇〇。畑。面積1,941㎡。他1筆。合計2筆。全面積3,113㎡です。こちらは更新の賃貸借契約になりまして、畦布にお住いの〇〇氏から畦布にお住まいの〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号12番。国頭，安座〇〇。畑。面積1,118㎡。こちらは新規の賃貸借契約になりまし

て、愛知県にお住まいの〇〇氏から国頭の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号13番。根折、一増原〇〇。畑。面積4,348㎡。他1筆。合計2筆。全面積8,029㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、和泊の〇〇氏から手々知名の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年6月1日からの10年間です。

申請番号14番。国頭、逢久〇〇。原野。現況畑です。面積519㎡。他4筆。合計5筆。全面積1,953㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、国頭の〇〇氏から、国頭の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの10年間です。

申請番号15番。根折、松野又原〇〇。畑。面積3,607㎡。他2筆。合計3筆。全面積6,566㎡です。こちらは、以前は相対の契約だったのですが、相対ができなくなったので公社との契約となりました。賃貸借契約になりまして、根折の〇〇氏から畦布の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号16番。永嶺、エイ当〇〇。畑。面積1,822㎡。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、永嶺の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの5年間です。

申請番号17番。仁志、佐木名〇〇。畑。面積8,105㎡。他1筆。合計2筆。全面積8,963㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、後蘭の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約です。契約期間は令和7年6月1日からの10年間です。

申請番号18番。玉城、長竿〇〇。畑。面積3,509㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、玉城の〇〇氏から玉城の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号19番。和、川之前〇〇。畑。面積5,207㎡。他3筆。合計4筆。全面積13,115㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になります。和の〇〇氏から和の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの10年間です。

申請番号20番。和、前間当〇〇。畑。面積1,341㎡。他2筆。合計3筆。全面積3,153㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、和の〇〇氏から和の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの10年間です。

申請番号21番。玉城、東コハナ〇〇。畑。面積2,481㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、鹿児島市にお住まいの〇〇氏から玉城の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの6年間です。

申請番号22番。後蘭、当原〇〇。畑。面積2,104㎡。他2筆。合計3筆。全面積3,773㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、後蘭の〇〇氏から永嶺の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの5年間です。

申請番号23番。大城、大堂〇〇。畑。面積1,211㎡。他2筆。合計3筆。全面積5,550㎡です。こちらは新規の賃貸借契約になりまして、大城の〇〇氏から、大城の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの5年間です。

申請番号24番。大城、長堂〇〇。畑。面積1,046㎡です。こちらも、以前は相対の契約だったのですが、相対ができなくなったので公社との契約となりました。賃貸借契約になりまして、玉城の〇〇氏から大城の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの10年間です。

申請番号25番。国頭、名間川〇〇。畑。面積2,370㎡です。こちらも、以前相対の契約だったのですが、公社の契約に変更となりました。賃貸借契約になりまして、国頭の〇〇氏から、国頭の〇〇氏への契約となります。契約期間は令和7年6月1日からの10年間となります。以上です。審議をお願いします。

○野村会長

はい。新規の説明を求めていきたいと思います。

4番はこのすぐ隣を同じ内容で契約しており、1年前に今度刈り取りが終わったら、貸してくださいと話ができていたみたいですので、こういう契約を作りました。以上です。

9番。

○山田（兼）委員

本人は共済組合で事務をしています、休みは両親と一緒に畑を頑張っています。よろしくお願いします。

○野村会長

はい。そういうことです。
次 12 番。

○東委員

はい。この畑は以前〇〇氏の畑を使用していた方が、ローズ畑をしていたのですが、解約するということでここを〇〇氏が借りることになりました。以上です。

○野村会長

13 番。

○早川委員

〇〇氏が貸し出すのですが、彼もキビを作って一生懸命やっていますので、審議をお願いします。

○野村会長

いいですか。14 番。

○東委員

この畑はですね、〇〇氏から貸しのあっせんが出ていたところだったのですが、先月〇〇氏からぜひ借りたいと連絡が来て話がまとまりました。以上です。

○野村会長

16 番。これは今までは〇〇氏がやっていた、それが終わったら返しますと話ができていたみたいですので、こういう契約書を作りました。以上です。
次 17 番。

○前田委員

これは耕作者の変更です。

○野村会長

18 番。

○榮委員

〇〇氏と 21 番の〇〇氏。この畑は、〇〇氏という畜産農家がやっておりましたが、もう高齢だからと辞めるそうで、〇〇氏と〇〇氏という若者をお願いしました。以上です。

○野村会長

はいわかりました。19、20 番。事務局。

○先田局長

19、20 ともにみなしの解消ということです。よろしくお願いします。

○野村会長

次は 22 番。

○前田委員

はい。この畑は、〇〇氏から〇〇氏に刈り取りをお願いしていて、刈り取りが終わったので、そのまま〇〇氏に耕作を変更したいということでした。

○野村会長

以上だと思いますけど、全体に何か質問ありますか。なければ皆一緒に承認をしたいと思います。許可をしていいですか。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので許可をしたいと思います。次にいきます。

議案第 78 号。農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選任について。農地移動適正化あっせん事業実施要領第 9 に基づくあっせん申し出があったので、別紙の通り提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。説明をお願いします。

○名越係長

売りのあっせんのです。

整理番号 1 番。和，大窪〇〇。畑。面積 3,928 m²。他 3 筆。合計 4 筆。全面積で 9,457 m²です。申出者は，和泊の〇〇氏です。希望価格は相場となっております。みなし耕作者がいるということですが，売りたいという意向は伝えてあるということでした。

続いて，整理番号 2 番。国頭，新珍〇〇。畑。面積 491 m²です。申し出者は国頭にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場となっております。集積の関係で A to A の契約が令和 9 年 12 月 30 日までありますが，買いたい方がいればすぐに解約するということでした。

続いて買いたいのはあっせんです。

整理番号 1 番。玉城，インカマ〇〇。畑。面積 3,461 m²です。申出者は，和にお住まいの〇〇氏です。希望価格は〇〇円からとなっております。この畑に関しましては令和 7 年 2 月に売りのあっせんが出ております。

整理番号 2 番。和泊町で畑を 50,000 m²希望されております。申出者は国頭の株式会社〇〇です。希望価格は相場となっております。今回借りたいのあっせんも同時に出されております。

借りたいのあっせん申し出です。

整理番号 1 番。内城，栄振〇〇。畑。面積 6,779 m²です。申出者は，仁志にお住まいの〇〇氏です。希望価格は相場となります。耕作面積での賃料を希望されております。

整理番号 2 番。和泊町内。畑。面積は 50,000 m²。申出者は国頭の株式会社〇〇です。希望価格は相場となっております。先ほども説明しましたが，買いたいのはあっせんも一緒に出されております。審議をお願いします。

○野村会長

それで売りの方からいきたいと思います。

これは大福委員から〇〇円から〇〇円でいいのではないかと連絡が来ています。あっせんは和泊のお二方をお願いします。あっせん名簿を参考に探してください。

2 番目。希望はどれぐらいですか。

○東委員

国頭の場所を確認しに行きました。本来ならば，〇〇円から〇〇円の価格を設定してもいいような日当たりの良い畑なのですが，現在は不耕作地になっております。今，竹が畑の中に入っている状態のため価格を下げるしかないと考えています。〇〇円から〇〇円をお願いしたいと思います。

○野村会長

これ〇〇円から〇〇円をお願いします。あっせんは国頭の3人をお願いします。こちらもあるあっせんの名簿を参考にしてください。

それでは次にいきます。買いたいなあっせんです。

○榮委員

今〇〇氏が耕作しており契約も残っております。地主の〇〇氏には、1年は持ってくれとは言っております。もし耕作者が返してもいいということがあれば、〇〇氏とお話をしてみたいと思います。玉城としては、まだ声をかけたい人がおりますので、出来れば玉城の人に使ってもらいたいというのが本心です。

○野村会長

今の榮委員の説明には少し疑問を感じているのだけど、〇〇氏が買いたいなあっせんをこちらに出しているわけですね。その限定された場所を指定してここを買いたいと申出がされているわけで。それを聞いて玉城としては、出来れば集落の人に売りたい、買いたいという意向なのだろうけど。これが認められるのかなと思ったのですが、皆さんどう思いますか。

○先田局長

この畑の所有者が売りのあっせんを出していて、玉城の方が買いのあっせんを出しているのだったら話を持っていけるはずですが、売りのあっせんが出ていないとなるとちょっとそこはどうなのかなと考えますが、どうでしょうか。

○村山委員

備考欄にある通り2月に売りのあっせんが出ています。この情報を見て〇〇氏が買うということになっているのですよね。先に申し込んだ人の方が優先されるべきじゃないかなと思うのです。榮委員がおっしゃるその内容はわかりますけど。そのあたりをどう判断するか、いろいろ悩むところであると思うのです。

○野村会長

本来はこの売りたい、借りたいとここに出ていたら我々は集落に帰って皆に連絡しなければいけないというのが基本だと思うのです。畑を買うというのはほとんどないし、自分の集落の人とは色んな話をする中で紹介しても駄目だと思っている。そういう様に私は理解しているのだけど。基本的には各集落でこういうのが出ていますと報告はしなければならないことだと思うのですよね。現実的にしてないだけで。だから村山委員が言ったように、2月に出ているわけだから。2月の時に報告する仕事が本当はあったと思います。今から言われても〇〇氏が有利になるのかなと思います。どうですか皆さん。

○川畑委員

やはり〇〇氏は、場所を限定して買いたいと申出ておりますし、字で買いたいと言っている人は今いないこの場合ではやはり〇〇氏になるのかなと。紹介していくことも凄く大切なことなので、自分も含めてやらなくてはいけないと思いつつ、この場合はもう〇〇氏になるのかなと思います。

○野村会長

榮委員何かありますか。

○榮委員

先ほど言ったように、あと2人ほど確認したいと思ひまして。もしこの2人が、買わないということであれば、その〇〇氏に渡って欲しいと思っております。〇〇氏は本日欠席です。さっきも言ったように、サトウキビも植えております。〇〇氏にも言いましたが、1年はかかると伝えております。〇〇氏がお答えになるとは思いますが、せめて1週間でも待ってもらえないでしょうか。こちらの力不足であります。すいません。

○野村会長

〇〇氏が耕作しているのでしょう。耕作者が今は手放さないといえそれが優先だと思います。まず〇〇氏が優先で、〇〇氏が2年3年は待てないということになれば、その場合はこの話は流れると思う。そういう対応の方がいいのではないですか。もし〇〇氏があと2年程待ってから買いますということになれば〇〇氏が優先だろうと思います。

○村山委員

この、今〇〇氏が耕作している事を考慮しない場合に、〇〇氏が優先だと思うのですよ。売るときが1年先か2年先かわからないというのだったらこれから買いたいのであつせんを出してもらって、その中でも探してもいいのではないですか。先程までは〇〇氏が先にそのあつせん申し込みをしていたからということで、私は〇〇氏が優先になるのではないかと考えているのですが、買うまでまだ時間があるということになってくれば、榮委員も集落に周知してもらって、それから買いたい人にあつせんを出してもらったらどうですかね。

○野村会長

確かにその考えもあるが、今価格を出し、後からそれを参考に応募されたら困ると思っています。例えばあつせんで、そのあつせん価格を見て安かったら買おうかを感じるし、本人は〇〇円からと話をしているから。その辺がどう絡んでくるのかなと思うのだけど。耕作者が最優先だと思いますので、それが耕作をやめるところまで待ち、新たにあつせんをやり直すか。どっちかじゃないかな。〇〇氏は契約してあるからその間は耕作する権利はあると思うのですよ。耕作している耕作契約期間は耕作者が最優先。地主でも、本人の許可がないと売れないというふうに私は解釈しているのですけどね。

○村山委員

あと3年残っているということであれば、やはり耕作者が耕作をやめるという時点まで、待ってもらった方がいいのではないかと。今ここであつせん価格というのを決めなければいけないのですか。

○野村会長

これを審議するのだったらそのあつせん価格であつせんを決めないといけないじゃない。それをしないってことは保留ということになると判断しているけれど。このあつせんを保留にするか、取り下げてもらうか、それともちゃんと従来通り字に確認してやるか。しかし、〇〇氏が優先になると思うけれど。

○榮委員

取り下げたほうがいい。せめて1ヶ月間の保留。

○野村会長

いや期間の問題じゃないですよ。期間がどうこうじゃなくて、〇〇氏と相談して取り下げましょうか。

○今井委員

もしこの1、2年の間に、榮委員が玉城の方にあつせんをかけて、もしその方が購入となった場合には、〇〇氏は不信感を持たないですか。

○野村会長

持つと思う。保留にしてその間にあつせんが来ないか。事務局で説明するか。

今日は保留にして、事務局で〇〇氏と話をしてみて、来月もう1度審議をする。そういう対応をしましょうか。

いいですか。何か賛成か反対かありませんか。

何もないですね。今回は一応これ保留にしましょう。〇〇氏と話をしてみてください。

○今井委員

保留の理由としては、耕作者がいて、その方の収穫が終わっていないからという理由ですね。

○野村会長

大きな理由はそうですね。それが終わってからであればいいですよと。

○皆吉委員

畑の所有者の方は、あっせんを出すにあたってその耕作者とは十分に話し合いはされていなかったということですか。耕作者が優先ということですので、やはり耕作者がどういうふうに行われていくのか確認せずに出してしまっただけと。

○野村会長

売りのあっせんの時に勝手に出したのかな。大阪の人だそうです。耕作者が優先ですからといえば、契約は後3年残っています。

○村山委員

この方のお母さんが玉城に住んでいらっしゃるのですよ。もうとにかく売りたいとおっしゃっていました。そのお母さんが島にいて、〇〇氏自身は島の畑のことは全くわからない状況だと。今皆吉委員がその耕作者と所有者というのは全然そういう話し合いがされていないのかという話をしていたのですが、恐らく耕作者とその所有者との話し合いは全くされていないような状況だと思います。内城にも土地がありまして、これも先月のあっせんの中に載っているのですけど。これは〇〇氏から出ているのか、お母さんの方から出ているのかどうかそこら辺が少しははっきりしないというじゃないですか。

○先田局長

本人から送られてきました。本人でないと土地は売れないので。

○榮委員

所有者が体に自信がない。いつ死ぬかわからないということで、いつも売りたいと言っております。しかし、後3年は契約期間があるから、すぐは売れないと言っております。それは本人の心配ということだけであって、健康で毎日歩いておりますので、この件はさっきのように、耕作者と〇〇氏の間ではまだ話はなっておりません。だから結構私の力不足でまだちょっと自分も忙しいので、話をしてないところです。また、買いたいあっせんがこんなに短期間に出るとも思っておりませんでしたので、少し油断をしておりました。すみませんでした。

○野村会長

とりあえず一応ここでは保留にして、事務局でそれを説明しますか。いいですか。

そういう対応をとりたいと思います。賛成の方、挙手をお願いします。

(多数挙手)

はい。保留にして、事務局で相談をしてください。

次2番。あっせん価格はどうしますか。場所の限定がされないですが〇〇円から〇〇円ぐらいでしょうか。実際畑が見つかった時の相場にしかならないと思うけれど〇〇円から〇〇円でいきたいと思います。

別紙にあっせん一覧表がありますので、それを参考に各集落帰って地区で、当たってみるのはどうですか。

あっせん価格は〇〇円から〇〇円。あっせんは全員です。和泊町どこでもいいということですので、そして候補が決まったところでそのあっせん価格を決めるということで、行きましょうか。そういうことでよろしいですか。賛成の方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。それではそういうふうに持っていきたいと思います。
次は借りたいのあっせん。
場所は内城小学校の後ろの方です。相場はどれぐらいですか。

○村山委員
〇〇円ぐらい。

○野村会長
はい。〇〇円でいきたいと思います。2番。
これもさっきと同じで〇〇円から〇〇円をお願いします。あっせん委員は、全員ですね。
それでは採決します今話したようなことで許可をしたいと思いますが、賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。全員賛成です。
次に行きます。
議案第79号。農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に伴う非農地判断について。農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、農地に該当しないとして、別紙のとおり非農地判断してもよいか審議を求める。説明をお願いします。

○先田局長
はい。委員の皆さんと一緒に確認をして回った畑で、現況が畑ではない畑のリストです。これについては非農地判断ということで、こちらの方からまた税務課の方に繋ぎまして地目を畑以外、雑種地ですとか山林原野の方に変更できたらなというふうに考えています。
全て委員と一緒に回った畑ですので、そちらの方は問題ないかと思います。よろしく願います。

○野村会長
皆さん一緒に回ったところですので、間違いがなければ決定したいと思います。村山さん。

○村山委員
こちらに内城の欄があります。11から14の4筆については、現在採掘工事中であります。土を戻し、工事の終了後は、農地として返還されると誓約書も存在しております。このような誓約書が存在しながら、この農地に該当しないとして非農地判断を求めるのはなぜなのかと素朴な疑問があるのです。この4筆は削除してもらえないか。そして、非農地として判断された場合には、今後どのような扱いになるのか。そこを説明いただけないですかね。以上です。

○先田局長
すいません。この4筆についてですが、こちらのチェック不足でしたので、この4筆についてはこのリストの中から外したいと思います。
非農地ですと地目が畑以外になり農地リストの中からはなくなります。あとは地目が原野や雑種地に移ることです。

○村山委員

長年待つてようやくもう少しで農地に返還されるということですので。そこら辺りをよく確認しながら行ってもらいたいと思います。以上です。

○三島委員

すみません。

地目は畑以外になる地目というのは、登記地目と現況地目どちらですか。

○先田局長

現況地目です。登記地目は持ち主が変更するべきことですので、こちらは現況主義ということで現況地目が畑以外です。

○東委員

国頭の7番の〇〇ですが、ここは確認した時に、非農地判断しない、そのまま畑にするということで話が合ったと思います。これは外して欲しいです。

○先田局長

はい。外したいと思います。

○野村会長

他にありますか。なければ今の発言を踏まえて評価をしたいと思いますが、参照の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい。賛成多数ですので、外すところを外して許可をしたいと思います。

後は相続と合意解約も目を通してください。

以上で議案を終わります。

次期総会は4月23日 和泊町議会議場で行います。議案締切りが4月15日。議案発送が4月18日です。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する

令和7年 月 日

会 長 _____.

署名委員 _____.

署名委員 _____.